

集団指導講習会

令和元年7月25日（木）

令和元年7月30日（火）

13:30～15:30

紀の川市福祉部高齢介護課

介護保険班

介護保険制度の理解



すでにご存知だと思いますが、再度ご確認ください。
関係職員の皆さん隅々まで「介護保険」をご理解いただいていますか？

- ・通所介護事業所を経営されている方
- ・現場管理されている方
- ・介護職員として働かれている方
- ・事務職の方

それぞれ皆さんが介護保険制度を理解し
利用される方のそれぞれの状態像に応じた
サービスが提供されていますでしょうか？

介護保険の給付を受けて事業所運営されている皆さん、
その費用は市民の皆さんからの保険料と税金です。
財源には限りがあります。

大げさではなく、その方の人生をお預かりする介護保険サービス
人生十人十色で、全員同じサービスでいいはありません
再確認してください。

- 利用される方の家族や人生背景、住居などの生活環境を知る必要がある。
→ケアマネジャーによる事前の聴き取り
- 聴き取り結果から生活に課題がわかり、解決に向かわせてあげたい。
→ケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメント
- 解決すべく介護予防サービスを提供する
→介護予防事業所作成の実施計画書
- 計画に基づいた日々の経過観察
→介護予防事業所作成のサービス提供日誌等の作成
- その経過を評価・分析、結果から継続の有無を検討
→ケアマネジャー・介護予防事業所が連携・協議



平成12年4月 介護保険運用開始

平成18年4月 介護保険を予防重視型システムへシフトされました。要支援者への給付を開始。
施設給付の見直されました(低所得者への補足給付など)。

平成23年4月 重度の要介護者や医療ニーズの高い高齢者の増加、核家族化への対応、介護人材不足が緊急の課題に。地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進が掲げられ、それに伴う事業メニューが提案されました。

平成27年4月 地域の実情に応じ、要支援者や元気シニア向けのサービスの充実化を図ることとなり、介護予防・日常生活支援総合事業(通称:総合事業)が施行されました。要支援者向けのサービスとして需要の高い、介護予防訪問介護・介護予防通所介護がそれぞれの市区町村単位で実施できるよう保険給付から外れました。これにより保険者である市区町村が独自事業として訪問・通所系のサービスを行っていくこととなりました。

平成29年4月 当市でも総合事業をスタート。
現在、介護(フレイル)予防の強化のため多職種の皆さんと連携し、自立支援を行い、健康長寿を実現すべく奮闘中です。

介護保険制度が運用され始めて19年目。つまりは、満19歳。
20歳を目前に、あらためて確認してください「介護保険法」。
第1条及び第2条にはこのように書かれています。

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(平一七法七七・一部改正)

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(平一七法七七・平二三法七二・一部改正)



つまり介護保険は、**それぞれの能力に応じ、可能な限り自宅で自立した生活をおくることができるよう支援する**目的で制度がつくられています。

第4条及び第5条にはこのように書かれています。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

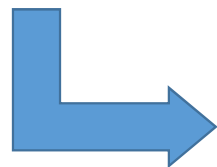
第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

(平一七法七七・平二三法七二・平二九法五二・一部改正)

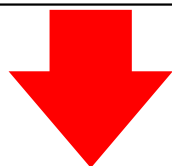


つまり、国民は自ら健康づくりに努めなければなりません。
また、行政としてはそういった体制整備のため各職種との連携を密に図り推進していかなければならないことが法律で定められています。



これらの条文からわかること

アクティブシニア・事業対象者・要支援1・2の方々の生活支援に関して重要なことは、それぞれの生活能力の把握と健康づくりを自発的に行う意識変容及び環境整備です。



上記のことをしっかりやっということ
平成29年4月 紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始されました。

総合事業では、

- 自立支援のための介護予防サービスの整備・強化（てくてく体操実施・専門アドバイザー派遣等）
- 多様化（サービスA・Cの追加、新たな担い手によるサービス提供等）・
- 地域で自らが健康づくりを行える環境整備
（フレイル・サルコペニア予防のための住民主体による運動拠点の創設や健康チェックの実施等）
などを行っています。また、専門職との連携強化も図っています。



今後、介護予防ケアマネジメントで自立支援及び重度化防止に向けた取り組み強化を図っていきます。総合事業によるサービスとその整合性がより重要視されます。保険者としては、実地指導や各種サービス担当者との対話を通じて進めていければと考えています。



■紀の川市の総合事業について、ご理解いただいていますか？

- もし、ご不明な点があれば説明しますので、いつでもご連絡ください。
職員の皆さんに説明をということであれば、伺いますので相談してください。
(高齢介護課総合事業班:0736-77-0980)

■本人やご家族の希望や介護予防ケアマネジメントの主旨をご存知ですか？

- 介護予防ケアマネジメントにすべて記載しています。
職員の皆さんで共有していますか？利用される方が同じようなサービスを受けていませんか？
事業対象者・要支援状態の方は、持てる選択肢が多いはずです。

■通所介護計画、介護日誌、加算関係書類それぞれにつながりはありますか？

- 管理者が計画を作成していますか？また、その内容を共有していますか？
介護日誌等を確認し、介護予防ケアマネジメントに沿ったサービス内容となっていますか？
書類作成は、日々の記録やサービスの裏付けのためだけに作成しているわけではありません。
その書類がどういう意味を成すのか再考してください。また、各職員と話し合ってみてください。

■要介護状態の方ではありません。

→要介護状態の方ではなく、介護予防状態の方です。

介護予防とは、介護を必要としないために予防すること、また、そのような状態であったとしても重度化しないように予防することとなっています。

予防とは、「予め(あらかじめ)防ぐ」ということです。

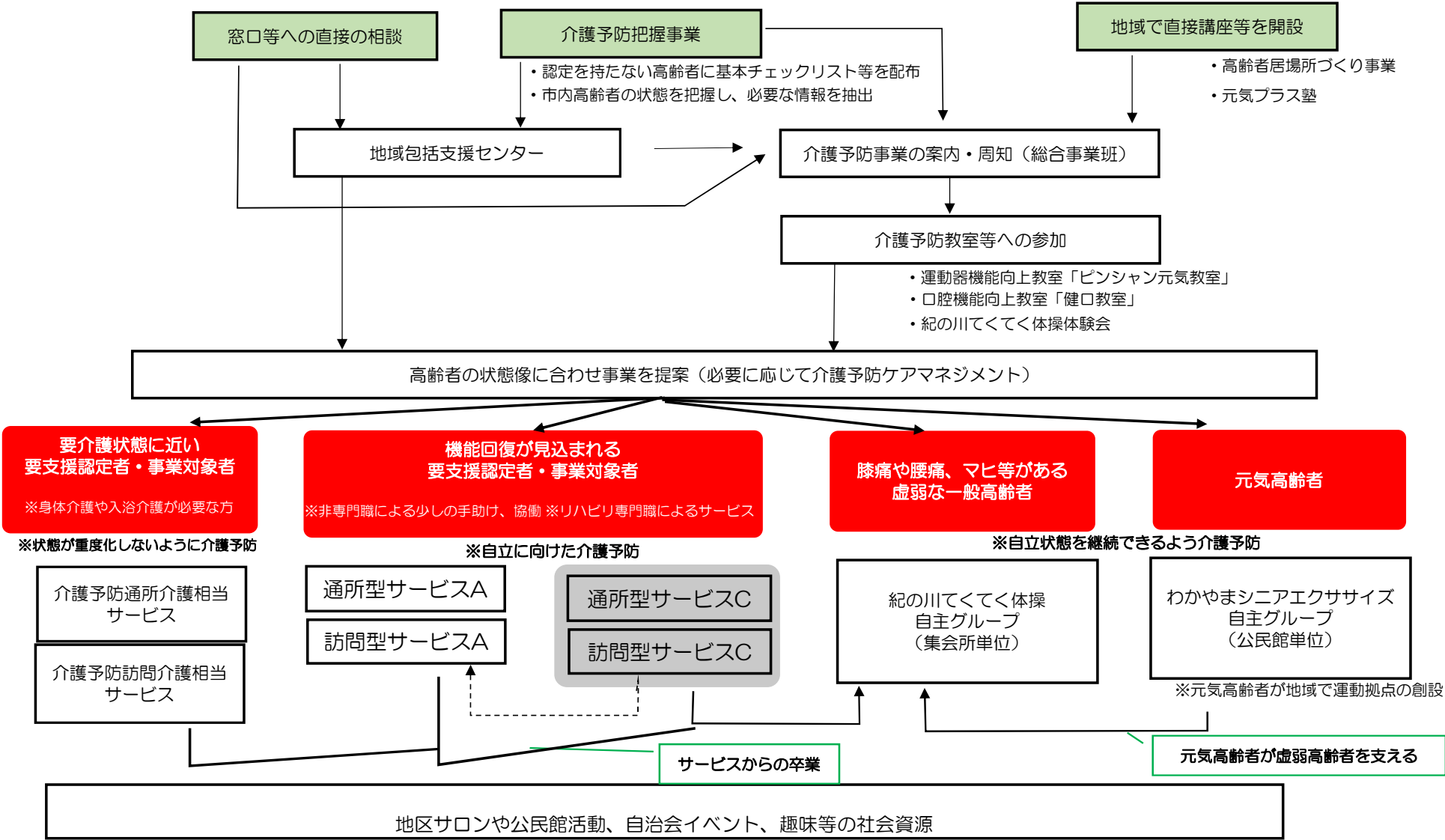
要介護状態の方とともにサービス提供される事業所の皆さんがほとんどです。

その方を見る目線。できないことばかり見ていませんか？手助けせずとも見守りで大丈夫な方かもしれません。「こなす」「してあげる」が仕事ではありません。「見る」「判断する」「必要に応じて介助」が仕事のはずです。

■一緒にやりませんか？

→要介護状態となる方の主な原因として、認知症や脳の疾患が挙げられます。その前段としての要支援状態となる方の主な原因としては、関節疾患、高齢による衰弱、転倒・骨折が挙げられます。地域の方々との対話を通じて感じることは、それぞれ何かしら痛みや生活機能の悩みを持っていて、75歳を超えてくるとフレイル(虚弱)やサルコペニア(筋肉減少症)が心配となっているということです。現段階では、「フレイル予防」をしていかないと、要介護状態となることの予防や重度化防止はできません。当課は、地域の方々と一緒に栄養や口腔、運動、社会性を意識した生活をされているか考えています。一緒にやりませんか？フレイル予防！！マイプランも活用してください。

総合事業活用のイメージ ※一般介護予防事業の充実



介護予防通所介護サービスについて

介護予防とは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと元気で暮らせるように要介護状態等となることの予防や要介護状態であったとしてもそれ以上悪化しないことを目的として行うことです。

1つの手法として・・・「PDCAサイクル」

事業等でよく使われるPDCAサイクルですが、単に計画を実行するだけでは、改善につなげることはできません。同じミスを繰り返しても、「なぜ、ミスをしたのか」がわからないままに放置していると、最後には重大な事故につながることにもなりかねません。

「成功」しても「失敗」しても実行後に必ず評価をすることで、改善につなげていくことができます。

Action（把握、改善）

利用者の状態を知ること。利用者や家族の希望を知ること。
利用者や家族の生活背景や状態を詳しく理解することで、利用者が何を求めているのかを把握することができます。

チェック✓

- ✓ 利用者、家族の意欲、意向
- ✓ 家族構成
- ✓ 自宅での一日の過ごし方
- ✓ 健康状態（主治医、既往症、服薬等）
- ✓ ADL
- ✓ IADL
- ✓ 口腔状態、食事形態、嚥下等
- ✓ 排泄
- ✓ 居宅状況（住居の見取り図）
- ✓ 認知度

※サービス開始前に上記内容について、介護事業所スタッフ全員が情報共有できていますか。

Plan（計画）

ケアマネジャーの作成したケアプランに沿って、介護予防通所計画を作成します。
アセスメントで得られた情報から課題を抽出し、利用者や家族が望む生活に向けて目標を
定めて計画を立てます。

長期目標 おおむね **6ヶ月** の単位で目標を設定し、計画を立てます。

短期目標 長期目標を受けた具体的な目標で、おおむね **1ヶ月から
3ヶ月** の間で計画を立てます。

※個々の介護予防通所介護計画を介護事業所スタッフ全員が把握できていますか。

Do（サービス提供）

介護予防通所介護計画書に基づき、記載された目標達成に向け、サービスを提供します。

全スタッフが利用者の目標を正確に把握することで、適切なサービスにつながり、目標達成につながります。

※ 利用者はあくまで予防を前提とした方であることを再確認し、サービス提供の目的は自立支援や重度化防止であることを念頭に入れたサービス提供を行ってください。



Check（モニタリング）



計画書をもとにサービス提供を行い、その実施状況等から、課題の抽出を行います。

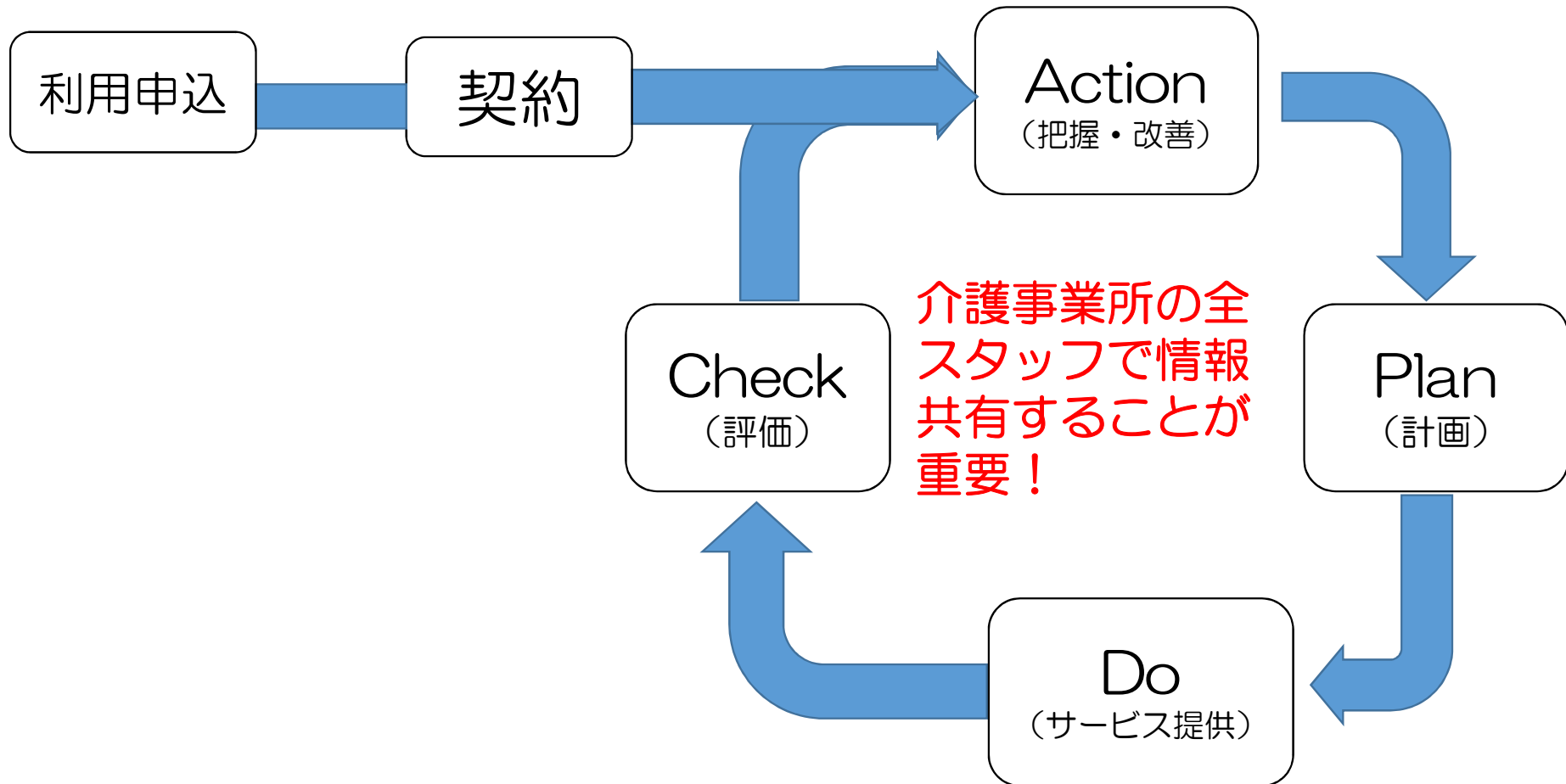
評価を実施しなければ、目標達成度が把握できず、次のステップに進むことができません。

提供しているサービスがその利用者にとって効果のあるサービスでないことも・・・。

スタッフ全員が評価を共有し、行っているサービスの意味を理解した上で提供されることで、利用者の目標達成に近づくことができます。

※目標期間の終了時や状況変更時にサービス担当者会議を開催し、次のステップに向けた計画の作成を行っていますか。

PDCAイメージ



セルフケア重視の行政サービス

紀の川市では、一般介護予防事業を通じ創設された活動拠点や紀の川市社会福祉協議会に登録した地域ボランティアが主体となり創設されたサロンなどが数多くあります。

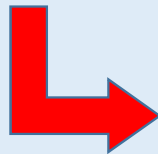
紀の川一歩（てくてく）一体操・・・約80ヶ所

シニアエクササイズ自主サークル・・・約25ヶ所

サロン・・・約50ヶ所

生活拠点はあくまで「**自宅**」です。このような運動拠点やサロン等の地域資源が生活の刺激になり、活動量を上げ、自分らしく、いきいきと在宅生活が続けられることにつながります。事業所の皆さんもこういった資源を把握し、公共サービスの提供だけでなく、非公共サービスの活用も念頭において**地域のつながり重視のサービス提供**に努めてください。

※てくてく体操やシニアエクササイズの運動拠点、サロンの地域資源マップがこちらから確認できます。





最後に何度もお伝えいたしますが・・

介護予防事業とは、**要介護状態になることを防ぐことやそういった状態であっても重度化しないようにすることを目的としたサービス提供や住民それぞれが自発的にセルフケアを行える環境づくり**を行う事業です。基本的には、機能の維持や改善を目的として、サービスが提供されなければなりません。

紀の川市としては、高齢者の状態像に合わせたサービスが提供され、最終的には公共サービスを卒業し、セルフケアが継続できるよう介護予防・日常生活支援総合事業と社会資源とのつながりを強化していきます。

今後、自治体だけではなく医療機関や福祉事業所、各種団体等の地域資源が同じ目的を共有し、つながり、協働することが重要です。





ご清聴ありがとうございました